

●香川県告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和2年5月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

変更年月日	名 称		所 在 地
	変 更 前	変 更 後	
令和2年4月1日	医療法人社団 秀聡会 こはし内科・耳鼻咽喉科	こはし耳鼻咽喉科	丸亀市郡家町234番地